

[芦屋市]

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと
2	観覧場（注6）、公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 200 m^2	
3	病院、診療所（注7）又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 300 m^2 又はA ₀ （注3） \geq 300 m^2	
4	共同住宅又は寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）	地階・F \geq 3（注1） 又はA ₂ （注5） \geq 300 m^2	3年ごと
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎 （ただし、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームは除く）	F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 （Aは6F以上）	
6	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 300 m^2 又はA ₂ （注5） \geq 300 m^2	
7	学校	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 2,000 m^2	3年ごと
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 2,000 m^2 又はA ₁ （注4） \geq 2,000 m^2 （学校に付属するものについては A $>$ 2,000 m^2 ）	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1） 又はA（注2） $>$ 500 m^2 又はA ₂ （注5） \geq 500 m^2	
10	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） （階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る）	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) A₀ : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。

(注4) A₁ : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。

(注5) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。

(注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 :

一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）

二 助産施設、乳児院、障害児入所施設

三 助産所

四 盲導犬訓練施設

五 救護施設、更正施設

六 老人短期入所施設等

七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

八 母子保健施設

九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、公会堂 又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 200 m^2	
3	病院、診療所（注5）又は児童 福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 300 m^2	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 300 m^2	
5	博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 2,000 m^2	
6	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、料理店、飲食店 又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又はA（注2） $>$ 500 m^2	
7	事務所 その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） （階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超え る建築物に限る）	
<p>（注1）地階・F\geq3：地階でその用途に供する部分が100m^2を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m^2を超えるものをいう。</p> <p>（注2）A：その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3）建築設備：[換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 政令第112条第16項の規定による。 ：[排煙設備] 機械排煙に限る。 ：[非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4）観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5）診療所：患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備（注1）	毎年7月～10月
（注1）防火設備：随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。